

かながわ災害福祉広域支援ネットワーク運営要綱

(趣旨)

第1条 災害救助法が適用され又は適用される可能性がある認められる程度の災害（以下「大規模災害」という。）の発生に備え、関係団体等と協働し、大規模災害時における高齢者や障害者など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 ネットワークは、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 大規模災害時における福祉支援の仕組みづくりに関する事。
- (2) 大規模災害時における福祉専門職等による神奈川県災害派遣福祉チーム（以下「神奈川DWA T」という。）の派遣及び調整に関する事。
- (3) 神奈川DWA Tチーム員の登録及び研修・訓練に関する事。
- (4) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関する事。
- (5) 神奈川DWA Tに関する周知・啓発に関する事。
- (6) その他必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる団体等で構成する。

2 構成員を新たに追加する場合は、現構成員に意見を聞いた上で、県が決定する。

(運営)

第4条 連絡会等は、必要に応じて開催する。

(事務局)

第5条 ネットワーク事務局は、神奈川県が委託する団体が担うものとし、県と連携して庶務を行うこととする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

かながわ災害福祉広域支援ネットワーク 構成員

| 区 分 | 団 体 等 名 |
|---------|---|
| 福 祉 関 係 | 一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会 公益社団法人 神奈川県介護福祉士会 一般社団法人 神奈川県高齢者福祉施設協議会 一般社団法人 神奈川県作業療法士会 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 神奈川県身体障害施設協会 一般社団法人 神奈川県精神保健福祉士協会 一般社団法人 神奈川県知的障害施設団体連合会 公益社団法人 神奈川県理学療法士会 一般社団法人 神奈川県老人保健施設協会 一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会 公益社団法人 横浜市福祉事業経営者会 |
| 行 政 | 神奈川県 |